

川崎市教育委員会事務局等職員の給与の口座振込取扱要綱

制定 平成 21 年 3 月 31 日

20 川教勤第 1427 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和 46 年 10 月 15 日川崎市人事委員会規則第 14 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）の口座振替による支払（以下「口座振込払」という。）の申出等に係る取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 教育委員会事務局の職員
- (2) 教育委員会の所管に属する機関の職員

(口座振込対象給与)

第 3 条 口座振込払の対象となる給与は、次の各号に規定するもので、電子計算機で計算されたものとする。

- (1) 給料並びに当該給料の支給に併せて支給される諸手当
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 給与改定が遡及して実施された場合における改定差額

2 職員は、前項各号に規定する区分ごとに選択して、口座振込払による支給を申し出ることができる。

(振込先機関及び振込先口座)

第 4 条 振込のできる機関（以下「金融機関等」という。）は、指定金融機関株式会社横浜銀行川崎支店（以下「指定金融機関」という。）及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 振込のできる口座（以下「預貯金口座」という。）は、預金口座（普通預金口座（総合口座を含む。）又は当座預金口座をいう。以下同じ。）及び貯金口座（通常貯金口座（総合口座を含む。）をいう。以下同じ。）とする。

(預貯金口座の開設及び口座数)

第 5 条 口座振込払を申し出る職員は、金融機関等に本人名義の預貯金口座を開設していなければならない。

2 口座振込払を受ける預貯金口座の数は、本人の申出により 2 口座までとする。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号に規定する給与については、1 口座とする。

(口座振込払の額)

第6条 口座振込払の額は、第3条の規定により、選択した給与の支給総額から法律又は条例の規定により控除される額を差し引いた金額(以下「差引支給額」という。)とする。

2 前項の差引支給額を職員の選択により2口座に振り分ける場合の口座振込払の額は、一方の預貯金口座には申出額(別に定める額とする。)とし、他方の預貯金口座には差引支給額から申出額を差し引いた金額とする。

(一部現金支払)

第7条 前条第2項に規定する申出額については、本人の申出により、当分の間現金で支給することができる。

(特別職職員の取扱い)

第8条 この要綱の規定は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)、川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和26年川崎市条例第5号)及び川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の適用を受ける職員に準用する。

第2章 口座振込払の申出

(口座振込払の申出)

第9条 規則第1条の2に規定する申出書は、給与口座振込申出書(兼変更届)(第1号様式)とする。

2 口座振込払の申出は、教育委員会事務局職員部給与厚生課長(以下「給与厚生課長」という。)に届け出るものとする。

3 預貯金口座の変更及び申出額の変更等を行う場合並びに口座振込払を取り消す場合は、その都度申し出ることができる。

(手続き)

第10条 前条第2項及び第3項の申出をしようとする職員は、第1号様式を、所属長を経由して、給与厚生課長に届け出るものとする。

(口座確認等)

第11条 給与厚生課長は、前条により提出された届出について、預貯金通帳を提示するか、又はその写しを添付する方法により、口座振込払に必要な事項を確認するものとする。

2 給与厚生課長は、前項により確認した事項を磁気媒体に入力し、総務企画局人事部総務事務センター室長に送付しなければならない。

(開始、変更及び取消しの時期)

第 1 2 条 給与の預貯金口座への振込は、当該申出を給与厚生課長が受理した日の属する月の翌月から開始する。ただし、1 1 月において 2 6 日以降に受理したものについては、翌々月から開始する。

（預貯金口座からの払戻）

第 1 3 条 振込まれた給与の預貯金口座からの払戻は、振込指定日の午前 1 0 時以後とする。

第 3 章 口座振込不能の処理

（口座振込不能）

第 1 4 条 口座振込払の申出のあった給与が預貯金口座に振込できない場合は現金払の方法による。この場合における給与の支払は、当該振込指定日の午後 3 時以後に行うものとする。

2 2 口座を選択した場合において、そのうちの 1 口座が振込不能となったときは、当該預貯金口座の振込不能とする。

（口座振込不能の通知等）

第 1 5 条 振込不能が生じた場合、指定金融機関は、当該振込指定日の正午までに、書面により、給与厚生課長に振込不能である旨を通知するとともに、振込不能の資金は午後 3 時までに返戻する。ただし、緊急を要する場合においては、電話連絡により通知するものとする。

（振込不能事由の確認）

第 1 6 条 給与厚生課長は、前条の通知を受けたときは、直ちに当該職員又は所属長に通知する。

2 前項の通知を受けた職員は、振込不能の内容について確認し、給与厚生課長に回答する。

（変更手続）

第 1 7 条 給与厚生課長は、前条による確認を行った後、必要事項を記載した書面等により、振込の訂正又は取消を指定金融機関に依頼するものとする。

2 指定金融機関は、給与厚生課長から前条の依頼を受けたときは、振込の訂正の場合にあっては直ちに訂正した預貯金口座に振り込むものとし、振込の取消の場合にあっては資金を給与厚生課長に返戻するものとする。

（現金による支払）

第 1 8 条 第 1 4 条第 1 項の規定により給与を現金払の方法で支払う場合、給与厚生課長は、給与等現金支給簿を作成した後、受領印を徴して当該職員に支払うものとする。

（振込不能後の取扱い）

第 19 条 振込不能となった職員に対する給与の支払は、以後原則として現金払の方法によるものとする。

（職員情報システムによる処理）

第 20 条 この要綱の規定により行うこととされている口座振込の手続等に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。この場合において、給与の当該預貯金口座への新規及び変更登録による振込等は、職員情報システムにより当該預貯金口座の登録が完了した日がその日の属する月の給与の支給日の 7 日前（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く。）までの場合限り、その日の属する月から開始する。

2 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

第 4 章 雑則

（委任）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、実施についての必要な事項は給与厚生課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。